定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

神戸市長田区大橋町二丁目一番三四号

マロール株式会社

代表取締役　兎田　朗彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月一日

山口県萩市大字土原三八三番地の五

マルケー萩貨物自動車株式会社

代表取締役　黒瀬　秀俊

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙裕理が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都文京区千駄木一丁目二二番八号

株式会社パウカンパニー

日本における代表者　髙　裕理

任意清算公告

当社は、令和七年七月十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番五号

saferay Gifu3Holding合同会社

代表社員　マルコ・シュルツ

破産手続開始申立ての公告

当法人は、令和七年六月十九日に解散し清算中ですが、当法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったため、令和七年七月十日神戸地方裁判所龍野支部に破産手続開始の申立てを行いましたので、医療法第五十六条の十第一項の規定により公告いたします。

令和七年八月一日

兵庫県たつの市新宮町井野原五三一番地の二

医療法人社団景珠会

清算人　八重垣千珠子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六十三億円減少し六十四億円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　一一六頁（号外第七十二号）

令和七年八月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

グリーンアセットインベストメント特定目的会社

取締役　石本　忠次

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千七百六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0058/index.html

令和七年八月一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・エイ・ワン・レジデンス・ツー特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千百三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0039/index.html

令和七年八月一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・フォー特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を六千九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0045/index.html

令和七年八月一日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ジー・ジェイ・レジデンス・ナイン特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

農林債の元利金お支払い終了のお知らせ

農林中央金庫にて発行しました農林債（ワリノー・リツノー）（以下「元利金」）の支払に関する消滅時効の期限が到来していることから、元利金のお支払いを令和九年八月三十一日までとさせていただきます。※現在、発行している農林債には、外貨建て農林債と確定拠出年金専用債券の二種がありますが、今回の対象債券は、あくまで消滅時効が完成しているワリノー・リツノー（第二七八回までの保護預り、登録債を含む）に限られます。※本お知らせは、民法第一五二条（承認による時効の更新）に定める権利の承認を行うものではありません。

令和七年八月一日

東京都千代田区大手町一丁目二番一号

農林中央金庫

代表理事理事長　北林　太郎